

「公費負担医療給付システム」のマイナンバーに関する情報セキュリティについて

対象受検機関：健康医療部保健医療室地域保健課

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)				
<p>1 対象事務事業の概要</p> <p>(1) 公費負担医療給付システム（以下「給付システム」という。）は、健康医療部保健医療室地域保健課において、大阪府公費負担医療事務を支援するシステムである。</p> <p>(2) うち、小児慢性特定疾患医療及び療育医療受給者（政令市・中核市民を除く。）並びに特定医療費（指定難病）受給者について、マイナンバー情報を保有している。</p> <table border="1" data-bbox="299 583 1279 663"> <tr> <td>特定医療費（指定難病）受給者（難病認定G）</td> <td>50,000件</td> </tr> <tr> <td>小児慢性特定疾患医療費及び療育医療費受給者（母子G）</td> <td>4,000件</td> </tr> </table> <p>※療育医療費受給者の実績なし。</p> <p>(3) 健康医療部保健医療室地域保健課で、マイナンバーを取り扱う業務は、以下のとおりである。</p> <p>ア 保健所にて対象府民から『申請書』及びマイナンバーの『証拠書類』を受領し、地域保健課にて公費負担医療給付システムに申請内容を入力する。</p> <p>イ マイナンバーの登録業務は、次の2つの方法により行われている。</p> <p>① 『申請書』及び『マイナンバー証拠書類』に基づき、公費負担医療給付システムに対象府民のマイナンバーを入力する。</p> <p>② 府の住基ネット端末を利用して住基サーバから対象府民のマイナンバーのデータを取得し、公費負担医療給付システムに当該データを取り込む。</p> <p>(4) 平成28年度、庁内ネットワークから切り離し、個人番号利用事務ネットワークに移設するため、システム改修が行われた。</p> <p>2 平成29年度情報セキュリティ等監査の視点、着眼点</p> <p>(1) 保有するマイナンバー情報は最小限となっているか</p> <p>(2) マイナンバー情報へのアクセス可能者は、職務上必要な者のみとしているか</p> <p>(3) 不要なマイナンバー情報は、速やかに削除・廃棄しているか</p> <p>(4) 入力ミス等、人的なミスを防止する仕組みがあるか</p> <p>(5) 外部連携先や、大阪府内他システムに悪影響を与えない様、考慮されているか</p> <p>(6) 情報セキュリティに係る全庁的なルールは整備されているか</p> <p>(7) 各所属、IT・業務改革課、外部委託先の役割分担は適切か（特に、分担の漏れが生じたり、委託先任せになっていないか）</p> <p>3 実施方法と確認手法</p> <p>事前ヒアリングにより事業の概要等を調査した上で、質問票を作成し、受検機関に回答を求めた。</p> <p>平成29年度情報セキュリティ等監査の着眼点に基づき、監査手続を実施した。</p>	特定医療費（指定難病）受給者（難病認定G）	50,000件	小児慢性特定疾患医療費及び療育医療費受給者（母子G）	4,000件	<p>1 マイナンバーを取り扱う業務に係るシステム上の情報セキュリティについて</p> <p>(1) アクセス権限について、システム利用者別に設定する必要があるが、給付システムでは、端末ごとにアクセス権が設定されており、利用者別にアクセス権が設定できない。</p> <p>(2) パスワードの変更について、職務上必要なもの以外による不正なアクセス防止のため、システム利用者本人により、定期的かつ類推困難なものに変更可能とする必要があるが、給付システムでは、利用者本人によるパスワード変更がシステム上は可能であるものの、パスワードが端末に紐づいており、かつ複数の利用者で端末を共有していることから、実務上はパスワード変更ができない。</p> <p>(3) 入力されたマイナンバーの閲覧について、入力者であっても、事後で閲覧できなくする必要があるが、給付システムでは、同システム利用者であれば、誰でも閲覧可能であり、不正にマイナンバーを参照される可能性がある。</p> <p>ただし、事後的に確認作業を行う場合に備え、極めて限定された管理者のみ閲覧可能とし、当該管理者の操作ログを監視する仕組みが必要である。</p> <p>(4) 職員離席時において、第三者使用を防止するための機能を設定する必要があるが、給付システムでは機能がなく、かつパソコンのスクリーンセーバー機能を作動させることも困難であるため、職務上必要でないものが、不正なシステム操作によるマイナンバー情報へのアクセスが行われる可能性がある。</p> <p>(5) アクセスログについて、職員の権限でも、システム管理者等上位の権限で適時閲覧し、モニタリングできるようにする必要があるが、職員の権限ではログを参照できない仕組みとなっている。</p>	<p>1 給付システムにおける、(1) アクセス権限、(2) パスワードの変更、(3) 入力されたマイナンバーの閲覧、(4) 職員離席時における第三者使用防止機能、(5) アクセスログのモニタリング、(6) 入力ミス等の人的なミスを防止する仕組みに関するシステム上の課題については、システム更新時に、費用対効果を勘案し、改善に取り組まれない。</p> <p>また、(7) ユーザー受入テストが可能な環境については、本番環境とは別に配置することについて検討されたい。</p> <p>2 マイナンバーに係る証拠書類等について、情報セキュリティの一層の強化のため、改善策を検討されたい。</p>
特定医療費（指定難病）受給者（難病認定G）	50,000件					
小児慢性特定疾患医療費及び療育医療費受給者（母子G）	4,000件					

	<p>(6) 入力ミス等、人的なミスを防止する仕組みについて、システム上、入力した人と別の人が確認するまでデータ確定しないようにする等、人的ミスを防止する仕組みを導入する必要があるが、給付システムでは、対象府民のマイナンバーを入力する場合、入力者1名で入力から確定まで可能となっているため、誤ったマイナンバー情報がシステムに登録される可能性がある。</p> <p>(7) 府のネットワークに本番環境を、ベンダ内に開発環境を配置していることから、府内でのユーザー受入テストができない可能性があるため、ユーザー受入テストが可能な環境の配置を検討すべきである。</p> <p>2 マイナンバーに係る証拠書類等について、職員のみが立ち入ることのできる区域内の常時施錠されたキャビネット等に保管する必要があるが、職員以外が立ち入ることができる区域の鍵付きキャビネットに保管されている。</p> <p>【個人情報の取扱い及び管理に関する要綱】 (適正管理)</p> <p>第12条 担当職員は、個人情報取扱事務において収集した個人情報の適切な管理を行うため、個人情報が記録された行政文書及び行政文書が記録された電磁的記録媒体を管理者が定めた原則施錠可能な保管庫等で保管しなければならない。特に、特定個人情報及び条例第7条第5項各号に規定する個人情報（センシティブ情報）が記録された行政文書については、厳重に保管しなければならない。</p> <p>2 管理者は、前項の保管庫等について、職員のみが立ち入ることのできる区域に設置する。</p>	
--	---	--

措置の内容

<p>1 本件給付システムの更新については、入札の結果、平成30年8月に契約を締結し、平成30年12月末までに新しいシステムの構築が完了したところである。 「改善を求める事項（意見）」(1)～(6)については、以下(1)～(6)のとおりシステムの改善を図った。また、「改善を求める事項（意見）」(7)については、以下(7)のとおりユーザー受入テストが可能な状況について、本番環境と別に配置することとした。</p> <p>(1)アクセス権限 ・新システムでは、システム利用者別にアクセス権の設定をできるようにした。</p> <p>(2)パスワードの変更 ・利用者別にパスワードの設定及び変更ができるようにした。</p>
--

・事前にシステムに設定した期間を超えると、パスワードの変更を促す仕組みとし、変更がされるまでシステムの利用ができなくなるようにした。

(3)入力されたマイナンバーの閲覧

・あらかじめ権限が付与されている利用者のみが閲覧可能とした。

(4)職員離席時における第三者使用防止機能

・離席後、一定時間端末を利用しない場合、システムはタイムアウトされ、かつ、端末はロック（スクリーンセーバーで設定）される設定とした。

(5)アクセスログのモニタリング

・新システムでは、ログ照会機能を有しており、各種条件でのログの検索が可能とした。

(6)入力ミス等の人的なミスを防止する仕組み

・申請入力されたデータに対し、入力者とは別の職員がチェックを行うことで確定する仕組みとした。

・システム上での誤入力があれば、エラーとして検出される仕組みとした。

(7)ユーザー受入テストが可能な環境（受託業者と調整のうえ、本番環境とは別の環境を確保）

・受託業者のデータセンターに設置している、テストサーバに環境が構築されており、クラウド経由で受入を実施する仕組みとした。

2 マイナンバーに係る証拠書類等については、執務室内など職員のみが立ち入ることのできる区域内にスペースを確保の上、鍵付きキャビネットに保管するなど、一層の保管体制の強化を図った。

監査（検査）実施年月日（委員：一年一月一日、事務局：平成29年8月25日から同年12月21日まで）

災害対応力及び地域防災力の強化について

対象受検機関：危機管理室

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)
<p>1 平成28年熊本地震の教訓を踏まえた大阪府の対応について</p> <p>(1) 大阪府応援・受援計画の策定（以下「府受援計画」という。）について 熊本地震の際に、他府県等からの広域応援に対する受入れ体制が不十分であったという教訓を踏まえ、府では人・物の支援を円滑に受けられるようにあらかじめ想定される業務を整理するとともに、平成29年3月に改訂した大阪府地域防災計画において、受援体制の強化について明記した。 また、平成29年3月に内閣府において「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」が策定されたことを受け、府においても以下のスケジュールにより府受援計画を策定することとしている。 平成29年11月 市町村へ府受援計画素案を提示し意見照会 同年12月 府受援計画案の作成 平成30年1月 訓練を実施しオペレーションの検証 同年3月 府受援計画の策定 なお、各市町村においても、府受援計画の策定も踏まえ、市町村版の応援・受援計画（以下「市町村版受援計画」という。）の策定をするよう要請することとしている。</p> <p>(2) 大規模災害時における救援物資配送マニュアル（以下「府配送マニュアル」という。）の策定について 熊本地震の際に、救援物資等の受入れ体制の不備や道路被災による遅配が発生したという教訓を踏まえ、平成29年3月に府と市町村で構成する大阪府域救援物資対策協議会（以下「協議会」という。）において、備蓄物資等について府の物資拠点から市町村の物資拠点まで円滑に供給していくための配送体制や配送手順等を定めた配送マニュアルを策定した。 今後は、協議会において細部の検討を進めるとともに、配送訓練などを通じて検証を行っていくこととしている。 なお、各市町村において、市町村物資拠点から各避難所まで（いわゆるラストワンマイル）の物資の配送体制や手順等について検討するよう依頼をしている。</p> <p>(3) 物資集積拠点の耐震化について 熊本地震の際に、物資集積拠点の耐震性不足により機能不全となったという教訓を踏まえ、府物資拠点となっている府内3か所の広域防災拠点のうち、備蓄物資の搬出等を行う際に特に影響が大きいと想定される大阪府中部広域防災拠点において非構造部材の耐震性の調査を行った。 その結果、車寄せ部分の吊り天井について、耐震性が不足していることが判明したことから、平成30年度中の工事実施に向けて、関係部署と調整を進めていくこととしている。</p>	<p>1 平成28年熊本地震の教訓を踏まえた大阪府の対応について</p> <p>(1) 府受援計画について、スケジュールどおりに策定されるよう適切に進捗管理を行っていくとともに、より実効性を高めるため、市町村版受援計画について府としても当該計画の策定状況の進捗管理を行っていく必要がある。</p> <p>(2) 府配送マニュアルについては、今後実施予定としている配送訓練等を通じて、その実効性を高めていく必要がある。 また、いわゆるラストワンマイルに係る正確かつ迅速な物資の配送に向けた体制整備や手順等の策定について、市町村に対し働きかけていくとともに、その取組状況について進捗管理を行っていく必要がある。</p> <p>(3) 中部広域防災拠点における非構造部材である車寄せ部分の吊り天井の耐震化について、発災時には備蓄物資等の配送に支障を来す恐れがあることから、早期に対応する必要がある。</p>	<p>1 平成28年熊本地震の教訓を踏まえた大阪府の対応について 府民の生命・財産等を守るため、いつ発生するかわからない自然災害等に万全の備えを行うことは重要である。</p> <p>(1) 府受援計画の策定について、適切にスケジュール管理を行うとともに、市町村版受援計画の策定については、市町村への働きかけを行い、策定状況の適切な進捗管理を行われない。</p> <p>(2) 府配送マニュアルについては、今後その実効性を高めていくとともに、いわゆるラストワンマイルに係る物資の配送に向けた体制整備や手順等の策定について、市町村に働きかけを行い、取組状況の適切な進捗管理を行われない。</p> <p>(3) 中部広域防災拠点における非構造部材の耐震化については、早期に検討を進め必要な対策を講じられたい。</p>

2 土砂災害から逃げる対策促進事業について

(1) 事業目的・背景について

平成26年8月に広島市北部で発生した土砂災害を踏まえ、府では平成28年9月までに土砂災害警戒区域等の指定を行った。土砂災害に対する的確な避難行動への重要性が増す中、市町村との役割分担を踏まえつつ、府民の逃げる対策の充実を図るため、夜間の避難対策や自力で逃げるのが困難な避難行動要支援者に対する避難対策の強化を図る市町村へ支援を行うこととしている。

(2) 事業概要について

支援を行う前提条件として、ハザードマップの作成・周知、避難行動要支援者の名簿作成の上、訓練等を実施する市町村に対して補助を行うものとしている。

ア 災害時避難用資機材配備事業（以下「資機材補助事業」という。）

土砂災害警戒区域等における避難行動要支援者等の避難をより円滑にするため、市町村が実施する自主防災組織の災害時避難用資機材整備（車イスけん引装置、リヤカー等）に対して補助を行うこととしている。

なお、補助率は2分の1としており1団体の補助上限額は2万円としている。

イ 夜間避難安全対策促進事業（以下「夜間補助事業」という。）

土砂災害警戒区域等を有する市町村において、夜間時に屋外避難を行う場合に避難経路において街路灯や防犯灯がなく、水路等への転落の恐れがある箇所に、避難誘導灯を設置する場合に市町村に対して補助を行うこととしている。

なお、補助率は2分の1としており1市町村の補助上限額は25万円としている。

【災害対策基本法】

（都道府県の責務）

第4条 都道府県は、基本理念にのっとり、当該都道府県の地域並びに当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。

2 土砂災害から逃げる対策促進事業について

平成28年度の実績については、市町村において当初予算での対応ができなかったこと、市町村内において補助対象が特定の区域のみに限定されることについての整理に時間を要したことや、ハザードマップの改正等に時間を要したことなどの理由により、資機材補助事業については2団体、夜間補助事業についてはゼロとなっており、本事業が有効に活用されていない状況となっている。

2 土砂災害から逃げる対策促進事業について

平成29年7月に発生した九州北部豪雨では土砂災害警戒区域以外においても甚大な被害が発生したことなども踏まえ、必要に応じて事業スキームの見直しを行うなど、市町村のニーズに沿った事業となるよう検討を進められたい。

措置の内容

- 1 大阪府受援・応援計画については、平成30年3月に策定した。市町村受援計画の策定に向けては、平成30年4月の市町村担当部局長会議において先進事例の紹介を行うなど働きかけを行っており、10月末には市町村の策定状況のアンケート調査を取りまとめた。今後とも策定に向けた働きかけを行っていくとともに、策定状況の把握を行っていく。
大規模災害時における救援物資配送マニュアルについては、その実効性を高めていくために、現行の南海トラフ巨大地震、上町断層帯地震Aに加え、上町断層帯地震B、生駒断層帯地震について府広域防災拠点から市町村物資集積所への配送ルートを検討し、平成30年3月に改定を行った。また、いわゆるラストワンマイルと言われる市町村物資集積所から避難所までの配送マニュアルについては、『大阪府域救援物資対策協議会』を通じて市町村に働きかけを行っているところであり、併せて取組状況の把握を行っていく。
中部広域防災拠点における非構造部材耐震化については、平成30年度末までに工事が完了した。
- 2 土砂災害から逃げる対策促進事業については、市町村の意見等も踏まえ、平成30年4月から補助金交付要綱の改正を行い、災害時避難用資機材配備事業の補助対象区域を土砂災害警戒区域に隣接する地域へ拡大した。平成30年4月の市町村担当部局長会議や地域防災の重要な役割を担う自主防災組織のリーダー研修などの場を活用し、補助金を活用した取り組みを行うよう働きかけを行い、63団体に対して交付決定を行ったところである。平成31年2月には同資機材を活用した訓練が行われ、こうした事例を市町村担当課長会議や府民向け防災啓発などで紹介し、逃げる行動を身に付けてもらうことや自主防災組織の活性化を図っていく。

監査（検査）実施年月日（委員：平成29年8月2日、事務局：平成29年6月12日から同年7月26日まで）